

地域共生社会の実現に向けた取組について

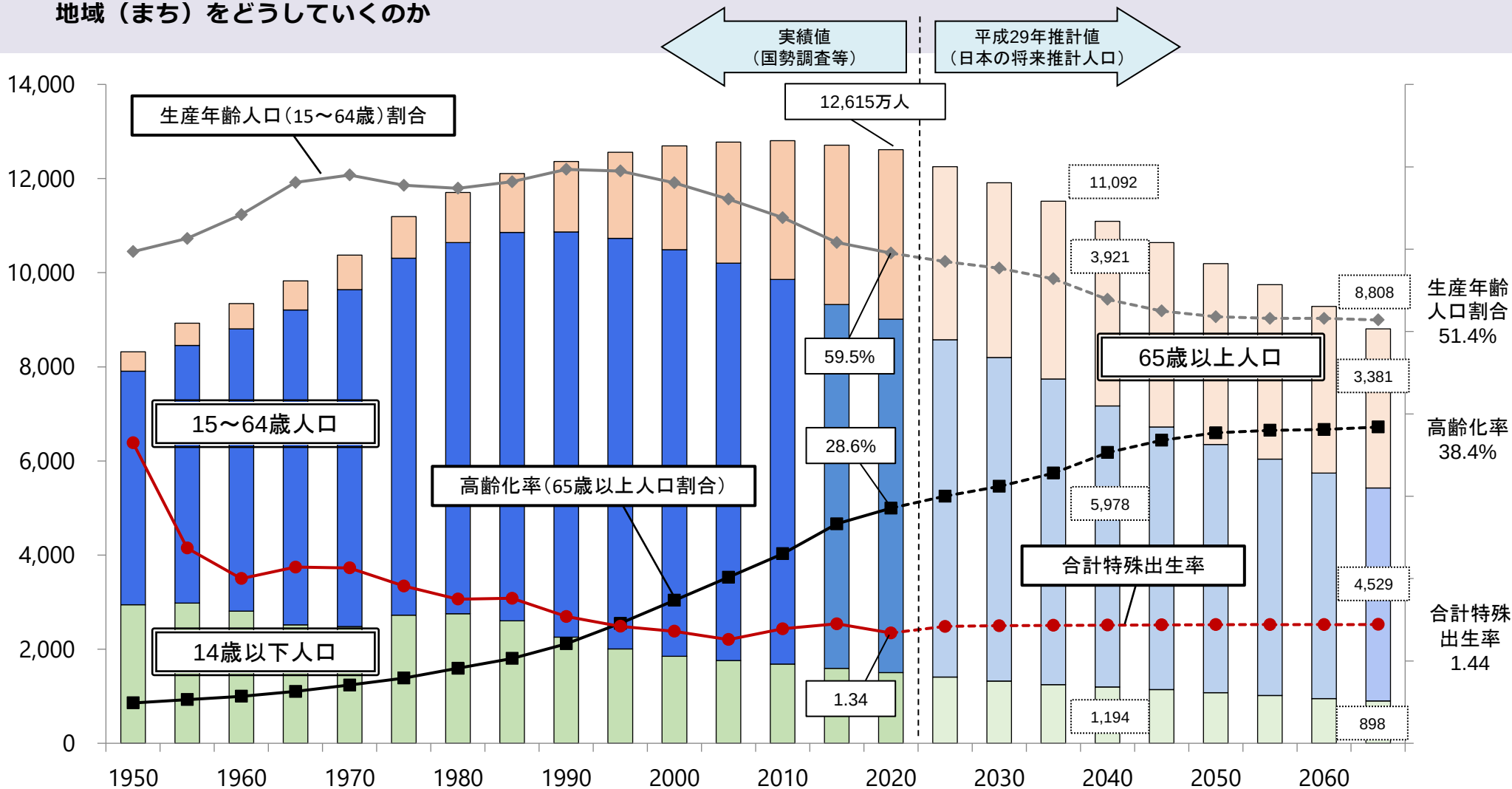
令和6年11月

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課

背景にあるもの① 人口減少社会

人口5000人未満の自治体が2015年に14.8%であったものが2040年には24.1%に。右肩上がり時代の終焉。生活の基盤である地域（まち）をどうしていくのか



出典：2020年までの人口は総務省「人口推計」（各年10月1日現在）等、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）

背景にあるもの② 今の日本で何が起こっているのか

<いま起こっていること>

- 世帯構造の変容
- 共同体機能の脆弱化
- 人口減による担い手不足

<対応できていないニーズ>

- 世帯の複合課題
 - ✓ 本人又は世帯の課題が複合（8050、ダブルケア等）
- 制度の狭間
 - ✓ 制度の対象外、基準外、一時的なケース。
- 自ら相談に行く力がない
 - ✓ 頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難。社会的孤立・排除
 - ✓ 周囲が気づいていても対応が分からない、見て見ぬ振り
 - ✓ 「貧困」「生活困窮」が絡むケースも多い

地域共生社会とは

地域住民や地域の多様な主体が、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



「地域共生社会」とは

(地域共生社会とは)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、**地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

⇒ 「縦割り」という関係を超える

- ・制度の狭間の問題に対応
- ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・1 機関、1 個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

⇒ 「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・一方向から双方向の関係性へ
- ・支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性へ

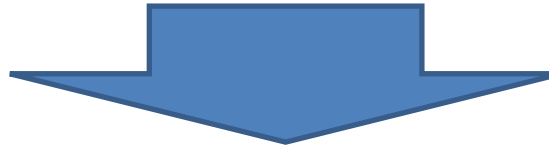
⇒ 「世代や分野」を超える

- ・世代を問わない対応
- ・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
(例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野)

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定。（法第106条の3）
 - （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・ 支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施



令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「**重層的支援体制整備事業**」を創設し、その財政支援等を規定
 - ＜「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめで示された方向性（令和元年12月）＞
 - ・ 本人・世帯が有する**複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において、Ⅰ 断らない相談支援、Ⅱ 参加支援、Ⅲ 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**
 - （※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯、ダブルケアなど）、世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）等
- 同改正法の**附則において、法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。**

平成29年改正社会福祉法の概要（抜粋）

（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号））

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（＊）

（＊）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年（平成29年）6月2日公布。2018年（平成30年）4月1日施行。

令和2年改正社会福祉法の概要（抜粋）

（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号））

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

- 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援** 【社会福祉法、介護保険法】
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
- 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進** 【介護保険法、老人福祉法】
- 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進** 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
- 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化** 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
- 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設** 【社会福祉法】
社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

令和 2 年改正法附帯決議（重層的支援体制整備事業関係）

【衆議院厚生労働委員会】

- 一 重層的支援体制整備事業が、より多くの市町村において円滑に実施されるよう、同事業を実施していない市町村に対し、計画の策定、支援会議の設置及び同事業の実施の準備について、必要な助言、研修等を通じた人材育成その他の援助を行うよう努めること。また、市町村における同事業の実施状況によっては、できる限り速やかに必要な見直しに向けた検討を開始すること。
- 二 より多くの市町村において支援会議が組織されるよう、その役割や重要性について周知を図るとともに、効果的な運営方法に関するガイドラインを作成するなど必要な支援を行うこと。また、支援会議に関する守秘義務の規定については、支援会議において知り得た全ての事項が含まれるものであることの周知を徹底すること。
- 三 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金については、同事業が、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の制度ごとに分かれている相談支援等の事業のほか、伴走支援や多機関協働といった新しい機能を持つものであることを踏まえ、必要な予算の確保に努めること。とりわけ、裁量的経費についても事業を安定的に運営することができるよう、必要な予算の確保に努めること。

【参議院厚生労働委員会】

- 一 重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること。

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

包括的な支援体制の整備

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第106条の3

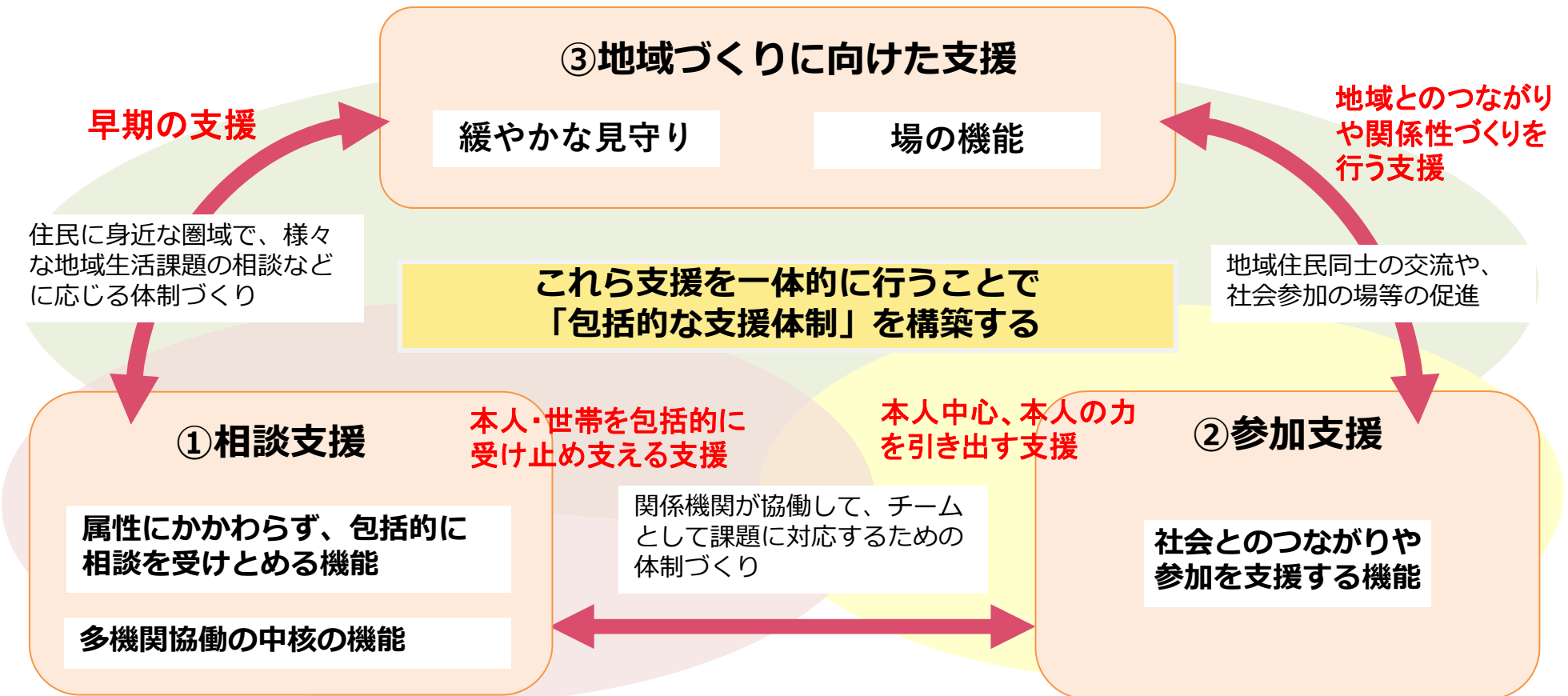
- 市町村は、**地域住民等と支援関係機関による地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制を整備する**よう努めるものとする。

✓ 包括的な支援体制の整備のために、**市町村による実施が期待される施策**

- ① **地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備**
 - ※ 地域福祉活動への住民参加を促す者への支援、住民の交流の場・活動拠点の整備、住民への研修
- ② **地域住民等が地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の整備**
 - ※ 相談を包括的に受け止める場の整備・周知とバックアップ体制の構築、民生委員・保護司等の地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握
- ③ **地域住民等が相談を包括的に受け止める場等では対応が難しい複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等を受け止める相談体制の構築**
 - ※ 支援関係機関によるチーム支援、支援に関する協議・検討の場、支援を必要とする者の早期把握、地域住民等との連携

市町村における包括的な支援体制の整備に向けた取組

市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、
①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業により、市町村の取組を支援



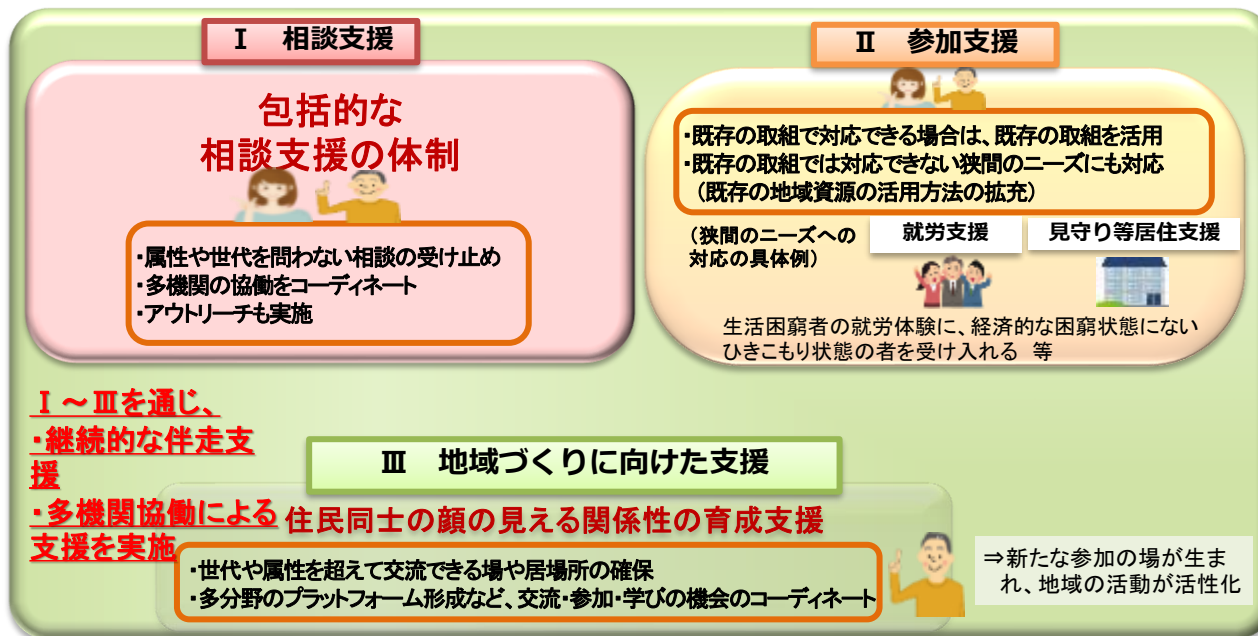
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

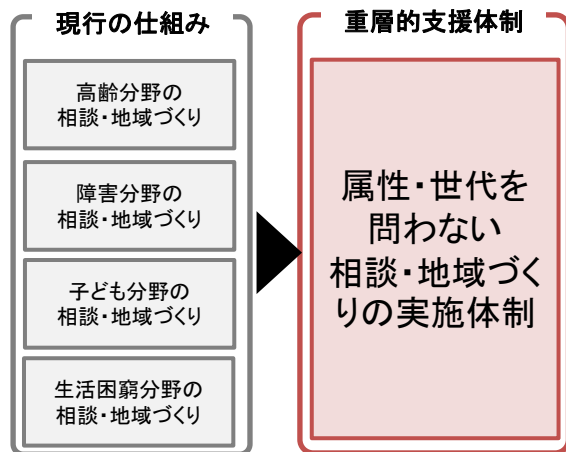
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数・・・令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**



重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

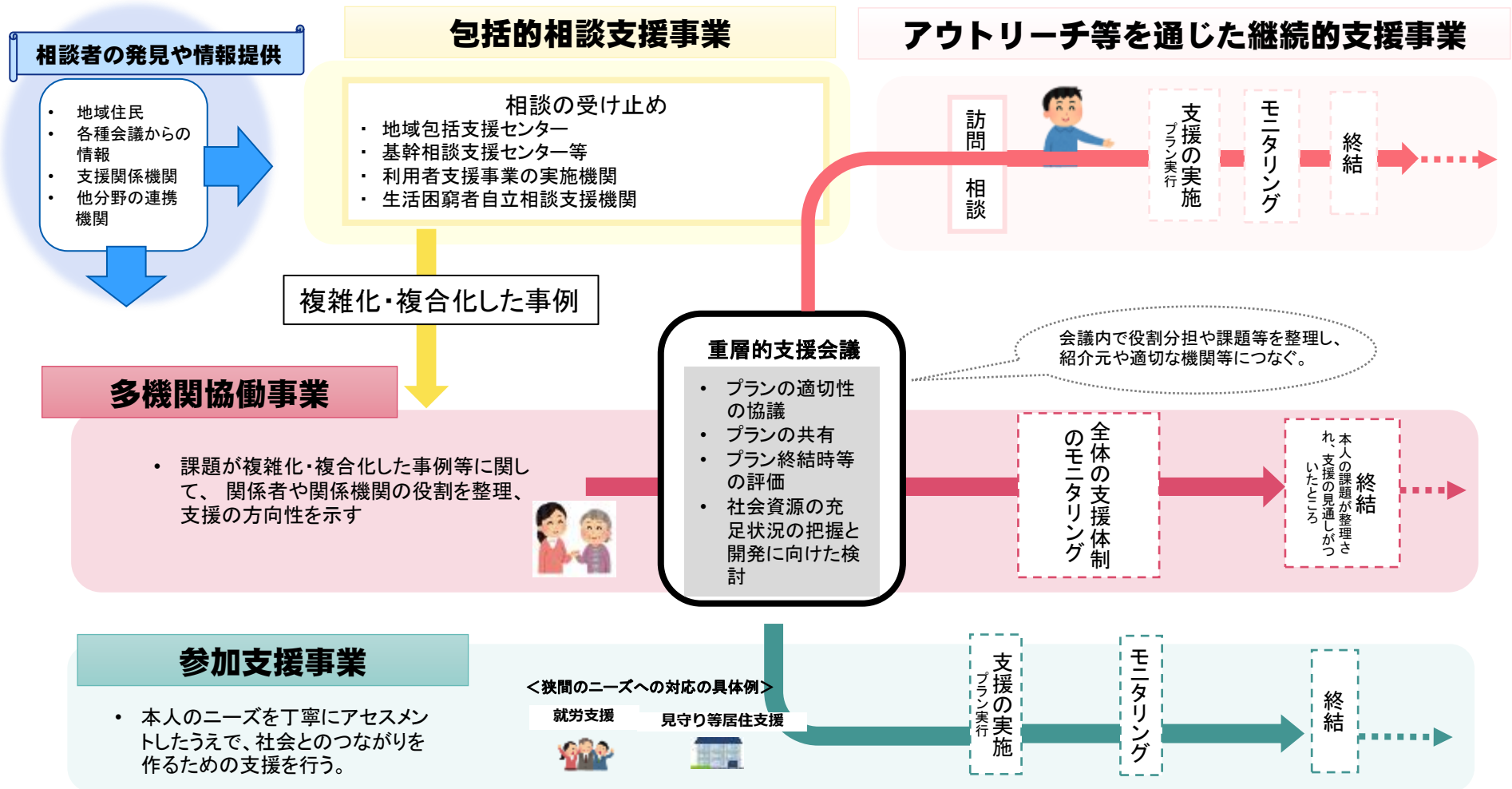
重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について（抄）

（令和5年12月22日全世代型社会保障構築本部決定）

Ⅱ 今後の取組

3. 「地域共生社会」の実現

人口構造及び世帯構成が変化し、家族のつながりや地縁も希薄化し、移動手段の確保も困難となる中で、今後、更なる増加が見込まれる単身高齢者の生活について、住まいの確保を含め、社会全体でどのようにして支えていくかが大きな課題である。高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、外国人も含め、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現が必要である。そこで重要なのは、各種サービスの担い手等による連携の下、地域全体で、多様な困りごとを抱える人やその家族を包括的に受け止め、一人一人に寄り添い、伴走支援するという視点である。この伴走支援は、各種サービスにつなぐという役割のみならず、人と人とのつながりを創出すること自体に価値を有するものである。

単身高齢者、生活困窮者を始めとする地域住民が安心して日々の生活を営むことができるよう、入居後の総合的な生活支援も含めて、地域住民の生活を維持するための基盤となる住まいが確保されるための環境整備が必要であることから、住まい政策を社会保障の重要な課題として位置付け、必要な制度的対応を検討していく。

<① 来年度（2024年度）に実施する取組>

◆ 重層的支援体制整備事業の更なる促進

- ・ 重層的支援体制整備事業について、より多くの市町村において実施されるよう、引き続き必要な対応を検討・実施する。
- ・ 2024年度に、令和2年改正法附則で定められた、施行後5年を目途とした検討規定に基づく検討を行い、検討結果に基づいて必要な対応を行う。

現行の支援に関する法定の会議体について

制度・事業	会議名	法令根拠	設置義務	関係機関を含む構成団体	守秘義務	資料・情報等の提供	本人同意
生活困窮者自立支援制度	支援会議	生活困窮者自立支援法第9条	任意（令和7年4月から努力）	関係機関、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者により構成される会議	有	支援会議は協力を求めることができ、関係機関等は応じる努力義務	法律上の規定無し（同意取得困難な場合は同意なしで開催可）
生活保護制度	調整会議	生活保護法第27条の3	任意（令和7年4月施行）	関係機関、関係団体及び被保護者に対する支援に関する職務に従事する者その他の関係者で構成	有	会議は協力を求めることができ、関係機関等は応じる努力義務	法律上の規定無し（同意取得困難な場合は同意なしで開催可）
介護保険制度	地域ケア会議	介護保険法第115条の48	努力	介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（関係者等）により構成される会議	有	会議は協力を求めることができ、関係者等は応じる努力義務	法律上の規定無し（設置要綱等で定める。本人や家族の同意が前提）
障害福祉制度	（自立支援）協議会	障害者総合支援法第89条の3	努力	関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（関係機関等）により構成	有	協議会は協力を求めることができ、関係者等は応じる努力義務	法律上の規定無し（設置要綱等で定める）
子ども施策	要保護児童対策地域協議会	児童福祉法第25条の2	努力	関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者で構成	有	協議会は協力を求めることができ、関係機関等は応じる努力義務	法律上の規定無し（設置要綱で同意なくとも実施可と記載）
女性支援施策	支援調整会議	女性支援新法第15条	努力	関係機関、関係団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者	有	会議は協力を求めることができ、関係機関等は応じる努力義務	法律上の規定無し（同意取得困難な場合は同意なしで開催可）
孤独・孤立施策	孤独・孤立対策地域協議会	孤独・孤立対策推進法第15条	努力	関係機関、関係団体及び支援に関係する職務に従事する者その他の関係者で構成	有	協議会は協力を求めることができる（応じる努力義務等はなし）	法律上の規定無し（同意取得困難な場合は同意なしで開催可）
重層的支援体制整備事業	支援会議	社会福祉法第106条の6	任意	地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される会議（支援機関等）	有	支援会議は協力を求めることができ、関係機関等は応じる努力義務	法律上の規定無し（同意取得困難な場合は同意なしで開催可）

重層的支援体制整備事業における支援会議・重層的支援会議について

- 関係機関の狭間で適切な支援が行われなかった事例の発生を防止するとともに、深刻な状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげるため、支援会議が法定化されている。
- 一方、重層的支援会議は、個々の対象者に係る支援プランの決定等を行い、継続的な支援を行うことを目的とするものであり、目的や対象者の範囲等が異なる。

【支援会議と重層的支援会議の整理】

	支援会議	重層的支援会議
設置根拠	法律（社会福祉法第106条の6第1項）	実施要綱 自治体事務マニュアル等
設置（開催）主体	市町村	多機関協働事業者
対象	市町村が支援決定したケースに限らない	市町村が支援決定したケース
関係機関との 情報共有	本人の同意がなくても可能 ※ 支援会議における情報等の提供は、個人情報保護法や他の法令による守秘義務に違反しない ※ 第三者へ秘密を漏らした場合の罰金あり	本人の同意が必要
主な目的	・ <u>関係機関間の情報共有</u>による、<u>支援を必要とする人の早期把握・支援へのつなぎ</u> ・ <u>地域における支援体制の検討</u> （取り扱う事例） ・ 本人同意が得られず、適切な情報の共有や連携を図ることができない事案 ・ 世帯全体として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案	・ <u>プラン案の適切性の協議</u> ・ 支援提供者によるプランの共有 ・ プラン終結時等の評価 ・ 個々のニーズに対応する<u>社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討</u>

地域共生に関連する主な施策

○身寄りのない高齢者等支援

○自殺対策

○困難な問題を抱える女性への支援

○孤独・孤立対策

○矯正施設退所者等への支援

○災害時の被災者支援

○ひきこもり支援

○住まい支援

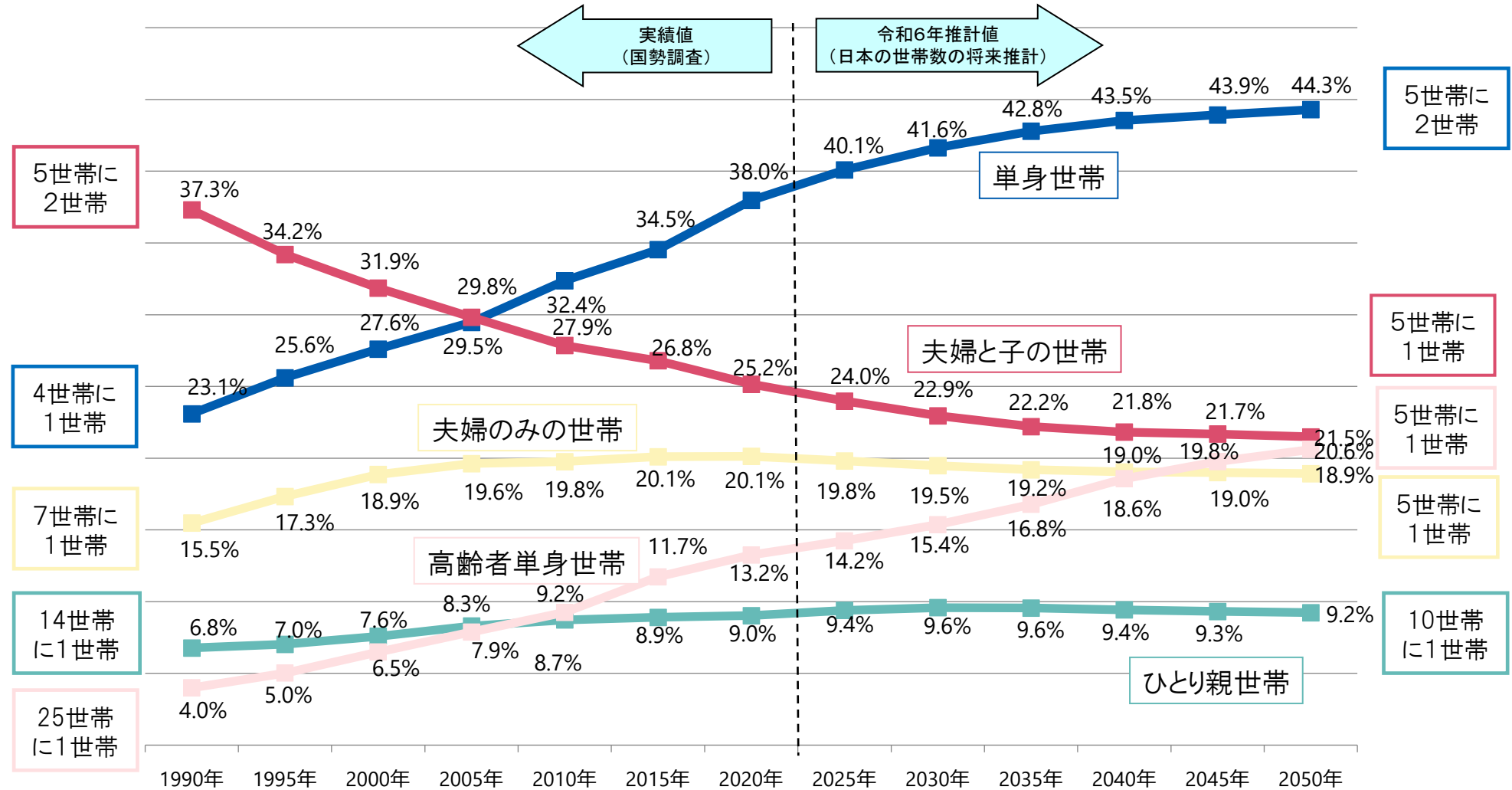
○権利擁護支援

○認知症施策

等

世帯構成の推移と見通し

○単身世帯、高齢者単身世帯(※1)ともに、今後とも増加が予想されている。
単身世帯は、2050年で44.3%に達する見込み。(全世帯数約5,570万世帯(2020年))



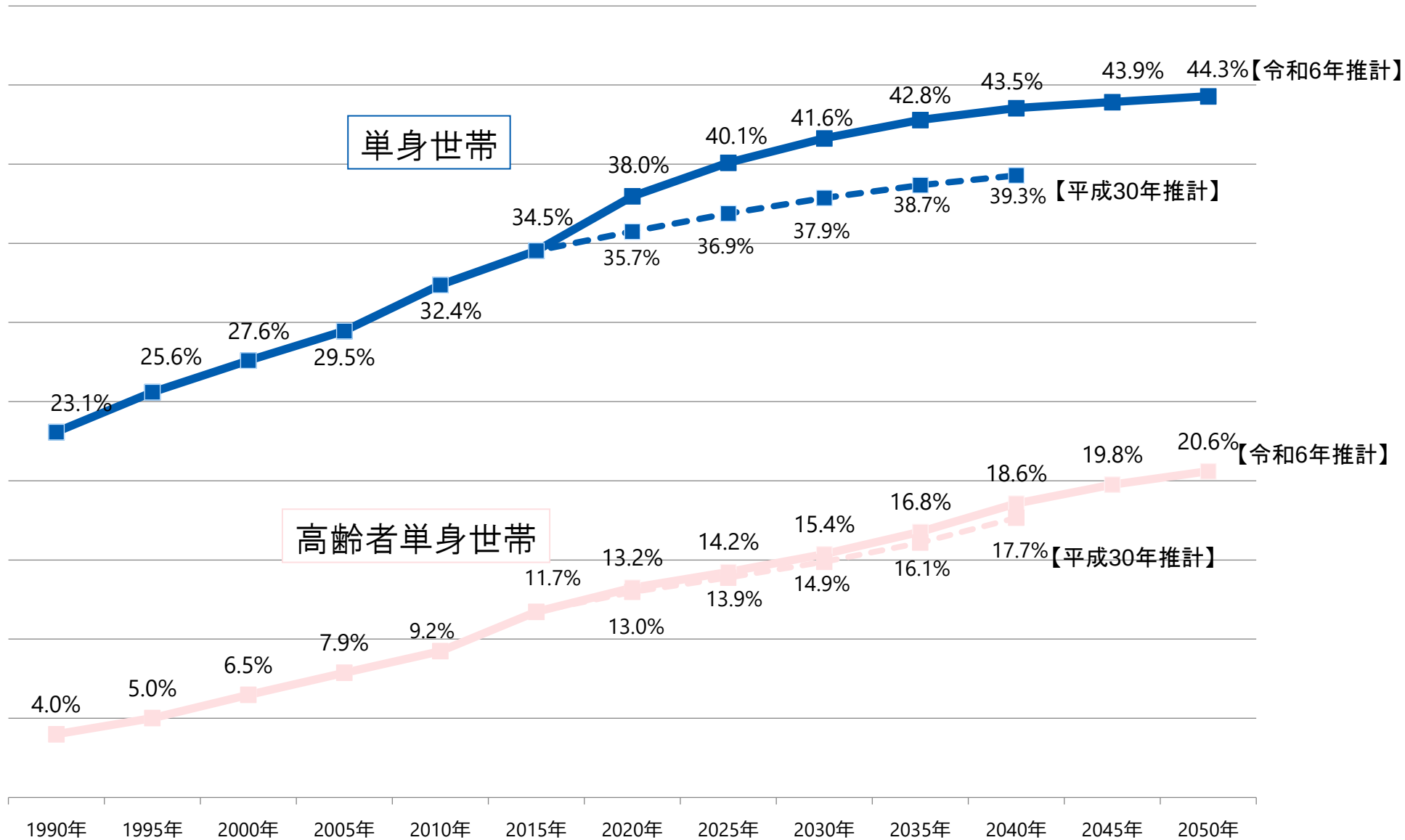
(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(令和6年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、35.2%(2020年)から45.1%(2050年)へと上昇。

(※3) 子については、年齢にかかわらず、世帯主との続柄が「子」である者を指す。

世帯構成の推移と見通し(前回推計との比較)



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(令和6年推計・平成30年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について（抄）

（令和5年12月22日全世代型社会保障構築本部決定）

Ⅱ 今後の取組

3. 「地域共生社会」の実現

人口構造及び世帯構成が変化し、家族のつながりや地縁も希薄化し、移動手段の確保も困難となる中で、今後、更なる増加が見込まれる単身高齢者の生活について、住まいの確保を含め、社会全体でどのようにして支えていくかが大きな課題である。高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、外国人も含め、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現が必要である。そこで重要なのは、各種サービスの担い手等による連携の下、地域全体で、多様な困りごとを抱える人やその家族を包括的に受け止め、一人一人に寄り添い、伴走支援するという視点である。この伴走支援は、各種サービスにつなぐという役割のみならず、人と人とのつながりを創出すること自体に価値を有するものである。

単身高齢者、生活困窮者を始めとする地域住民が安心して日々の生活を営むことができるよう、入居後の総合的な生活支援も含めて、地域住民の生活を維持するための基盤となる住まいが確保されるための環境整備が必要であることから、住まい政策を社会保障の重要な課題として位置付け、必要な制度的対応を検討していく。

<②「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組>

◆ 身寄りのない高齢者等への支援

- ・ 高齢者を中心として単身世帯等の急増が確実に見込まれる中で、身元保証から日常生活支援、死後事務の処理に至るまで、広く生活を支えていくため、**既存の各施策も踏まえた上で、必要な支援の在り方について検討を行う。**

第1 目的及び基本的考え方

2 基本的考え方

（2）一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築

全ての世代において、高齢期は若年期からの延長線上にあることを認識しつつ、歳を重ねることによって生ずる様々な変化や影響、必要なサポート等について、学びを深め、世代間の相互理解の醸成を図っていく必要がある。

今後、一人暮らしの高齢者の増加等が見込まれる中で、高齢期においても地域で安全・安心に暮らせるようにすることが必要である。経済社会の急速な変化の中で、個々人が抱える多様で複合的な課題や生活上のニーズへの対応を可能としていくためには、地域社会を構成する様々な主体がそれぞれの役割を効果的に発揮できるような体制づくりや制度整備を始めとした取組が不可欠である。

また、世代を超えて、地域において共に生き、共に支え合う社会の構築に向けて、幅広い世代の参画の下で地域社会づくりを行える環境を整備していくことで、地域のセーフティネット機能を高めていくことが重要である。

第2 分野別の基本的施策

2 健康・福祉

（7）身寄りのない高齢者への支援

高齢期において、望まない孤独や社会的孤立に陥ることを防ぐため、地域におけるインフォーマルな関係づくりが重要となることから、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置に向けた伴奏支援等の実施や重層的支援体制整備事業等の活用により、自治会や町会、スポーツ団体やNPO等のボランティア団体等、地域の多様な団体が連携して支援する環境整備に取り組み、日常生活での緩やかなつながりづくりや居場所づくりを推進する。

地域の関係機関が身寄りのない高齢者を円滑に支援するためのガイドラインの作成や相互のネットワークの構築等について、**都道府県・市区町村における取組事例を収集し、情報提供を行うこと等により促進する。**

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組や、十分な資力がないなど民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合的な支援パッケージを提供する取組の試行的な実施を通じて課題を整理し、**身寄りのない高齢者等への必要な支援の在り方について検討を進める。**

利用者が安心して高齢者等終身サポート事業を利用できるよう、2024年（令和6年）6月に関係府省庁が連携して策定した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」に基づき、事業者の適正な事業運営を確保し、当該事業の健全な発展を推進する。

新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

※ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施**し、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

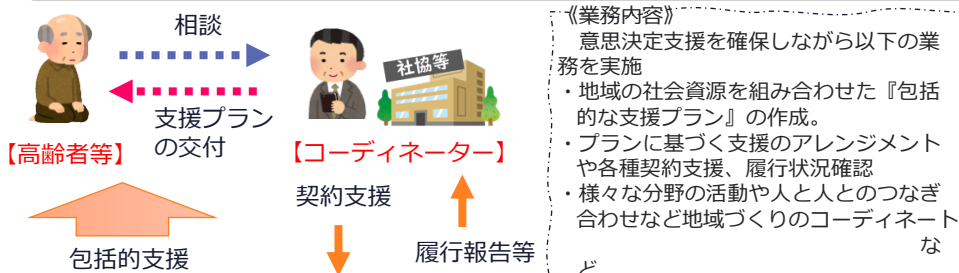
【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円／取組

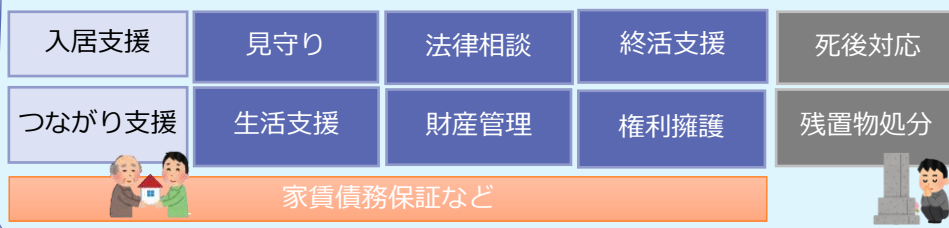
【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントや各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。

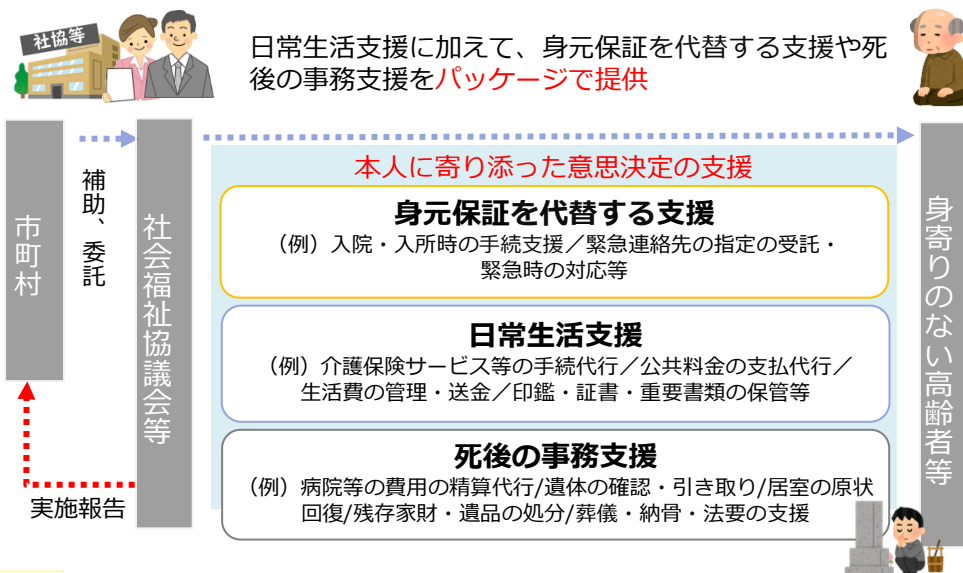


－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －



2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

【事業目的の概要】

- 過去の調査研究から、日本のあらゆる地域・世代を通じ、頼れる『身寄り』がいることはもはや当たり前とは言えず、『身寄り』がない事自体が「第2のスタンダード」としてとらえるべきとの結論に至った。同時に、限定的ではあるが、様々な社会資源・地域において『身寄り』問題に取り組む行政・団体があり、これらを組み合わせることで、『身寄り』問題の一定の解決を図り得ることも明らかにした。
- 『身寄り』の有無にかかわらず、コロナ禍の中でも尊厳を持って生活していくことのできる社会の構築が緊急的に求められている。
- 一方、地域の先駆的な一病院や一事業者のみが『身寄り』問題に取り組んだとしても、その特定の機関にのみ負荷がかかり、『身寄り』問題解決に向けての社会的合意が取りづらくなることから、地域全体で取り組む「地域づくり」を推進していく必要がある。
- 以上を踏まえ、地域において『身寄り』がない人を受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」を作成することを目的とする。

【総括の概要】

①『身寄り』問題の解決に向けて社会に求められること

- 本人が自分のことを自分で決めることが困難（認知症者等）であり、かつ、本人の意思決定を支援する家族等が身近にいない状態であるケースの増加を想定することが必要。
- 本人の意思を尊重し、『身寄り』がいない人の存在だけでなく、『身寄り』に頼らず生活したいと考える人が存在することを「当たり前」と認識し、対応することが求められている。
- 「家族による支援」と「地域や社会による支援」とを並列化することが必要。個人を、家族や社会、地域等、全てのものから完全に独立したひとりの人として、その尊厳を最大限に尊重するという権利擁護の基本に立ち返る必要がある。

②『身寄り』問題の解決に向けて地域に求められること

- 『身寄り』問題は、病気や障害の有無にかかわらず、また全世代的に課題が発生する可能性があることも鑑み、地域で総合的に取組みを行うことが求められる。
- 『身寄り』問題の解決のためには、当事者、事業者、支援者のそれぞれが、それぞれの立場から『身寄り』問題に取り組む必要がある。地域で『身寄り』問題の解決に取り組む主体については、基礎自治体や、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、地域包括ケアシステム構築を目指す機関や成年後見制度利用促進法に基づく中核機関等のほか、地域の社会福祉士会や医師会、医療ソーシャルワーカー協会等の職能団体等が主体となることも考えられる。
- 『身寄り』問題に関する取組みを進めるため、地域の様々な関係者間が課題を共有し、同じフィールドで議論することが必要。高い公共性を持った機関・職能団体が「主体」となり、地域の主要な機関が『身寄り』問題について協議できる「場」の設置が望まれる。
- 地域でガイドラインづくりに取り組むことは、地域の様々な人・機関が『身寄り』のない人の権利擁護の必要性を共有し、当事者・事業者・支援者が協働するきっかけとなり得る。さらに、これを行政が主導・バックアップすることで、地域共生社会、地域包括ケアシステム、地域の権利擁護事業等と調和した形で『身寄り』問題の解決を目指すことも可能となる。
- ガイドラインやマニュアルはあくまでも手段や通過点。これらをきっかけとして、『身寄り』の有無にかかわらず、一人ひとりが尊厳のある暮らしを営める社会の実現が期待される。

『身寄り』があってもなくても安心して暮らせる地域

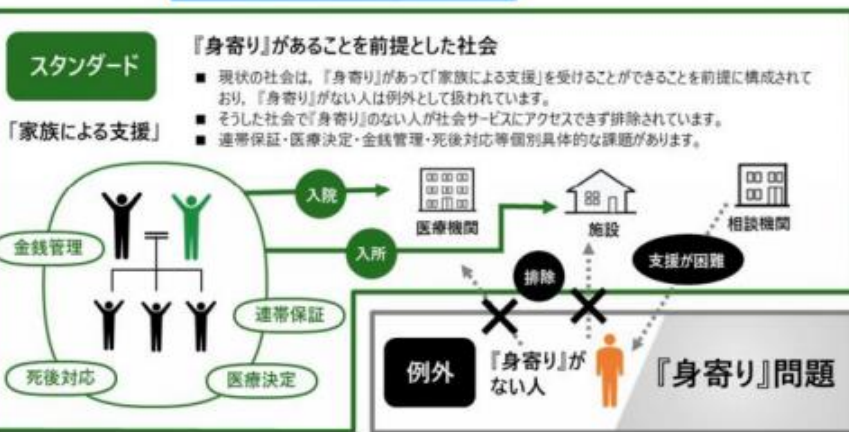
- 当事者、事業者、支援者による「三位一体」の取組みを展開します。
- 家族、地域、社会がそれぞれの役割を担って個人を支えます。
- 行政の主体的取組みやバックアップが求められます。
- これらは『身寄り』の有無にかかわらず安心して暮らせる地域を創造する権利擁護の取組みです。



地域のガイドラインづくり 組織のマニュアルづくり 地域共生社会の創造

『身寄り』がないは「第2のスタンダード」

- 『身寄り』がないは「第2のスタンダード」です。
- 地域における『身寄り』のない人に対する支援に関するガイドラインを作成します。
- 個々の組織においては、『身寄り』のない人に対してサービスを提供できるようマニュアルを作成します。
- これらの営みそのものが地域づくりであり、地域共生社会の創造につながります。



ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

ひきこもり支援に特化した事業（令和6年度：302市区町村）

段階的な充実

I ひきこもり地域支援センター（令和6年度：38市区町）

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション（令和6年度：110市区町村）

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業（令和6年度：154市区町村）

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築

属性を問わない相談支援、参加支援
地域づくりに向けた支援 等

生活困窮者自立支援制度

（福祉事務所設置自治体）

自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問
関係機関へのつなぎ 等

就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

○市町村への準備支援（拡充）

新たに支援開始を検討している市町村の準備費用（実態把握経費、居場所等の拠点の修繕費、備品購入費など）へ手厚く補助（※次年度、センター等の実施が条件）

ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置
都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承
※原則2年後に市町村事業に移行

支援イメージ

～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～

取組の幅

連携機関の幅



多様な取組や関係機関の連携を活かして一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの支援

全ての自治体に対して、ひきこもり相談窓口を明確化や市町村プラットフォームの設置を依頼している

（明確化自治体数）
1,487/1,741自治体
（85.4%）

（市町村プラットフォームの設置自治体数）
1,319/1,741自治体
（75.8%）

※令和5年度末時点速報値

後方支援

立ち上げ支援

ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

市町村等への後方支援

関係機関の職員養成研修

多職種専門チームの設置等

都道府県（指定都市）域（67都道府県市）

②支援の質の向上 ③支援者のケア

①社会全体の 気運醸成

国

①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業

ひきこもり支援シンポジウム、全国キャラバンの開催
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

②人材養成研修事業

ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施

③ひきこもり支援コミュニティ（支援者支援）の構築

支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ

厚生労働省

背景や目的

- 厚生労働省では、ひきこもり状態にある本人やその家族への支援について、基礎自治体（市区町村）による支援体制の構築を進めている。
- 現在、中高年齢層のひきこもり状態にある人の調査結果をはじめ、8050世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世帯の顕在化や、NPO法人等の多様な支援主体の参画など、ひきこもり支援の状況は大きく変化しており、現状の課題等を踏まえた、新たな指針が必要である。
- ひきこもり状態にある本人やその家族に対応する職員等の心構え、知識、対応方法等を検討し、寄り添う相談支援を実施するための指針とする。
- ひきこもり当事者や家族等の状況は多様であるため、社会的孤立状態にある方や、生きづらさを抱えている方等、幅広くとらえて支援の対象とする。
- 名称は「**ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～**」とする。
（マニュアルという言葉は用いない）

検討委員会構成

- 石川 良子（立教大学人社会学部教授）
- ※宇佐美政英（国立国際医療研究センター国府台病院
児童精神科診療科長）
- ※斎藤 環（筑波大学医学医療系精神保健学名誉教授）
- ◎長谷川俊雄（白梅学園大学名誉教授）
- 林 恭子（一般社団法人ひきこもりUX会議代表理事）
- 板東 充彦（跡見学園女子大学心理学部臨床心理学科教授）
- 藤岡 清人（特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり
家族会連合会理事長（共同代表））
- 山崎 正雄（高知県立精神保健福祉センター
（高知県ひきこもり地域支援センター）所長
- ◎は座長 ※は「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」研究
メンバー及び研究協力者

<令和5年度の検討内容>

- ・全体的な構成の検討
- ・作成目的、趣旨の確認
- ・支援対象者の考え方の整理
- ・名称（マニュアル⇒ハンドブック）
- ★ハンドブック骨子の策定

- 全4回の検討委員会開催（R5.8～R6.3）
- 延べ5回の作業部会開催
- 全自治体宛のアンケート調査（2回）



<令和6年度の検討内容>

- ・目次に沿った本文の作成
- ・ひきこもり支援のポイントの整理
- ・事例でみる支援のポイントの整理
- ★ひきこもり支援ハンドブックの策定
（令和6年度内を予定）

- 全4回の検討委員会開催（R6.7～R7.3）
- 実践者へのヒアリング調査
- 関係機関・団体、当事者及び家族、自治
体への意見照会

★令和6年10月末～
ハンドブックに対する意見
をインターネット上で照会
★令和7年2月頃
ハンドブック試行研修開催

- ハンドブック 目次（予定）
- 1 はじめに
 - 2 ひきこもり支援の目指す姿
 - 3 ひきこもり支援における
価値や倫理
 - 4 ひきこもり支援のポイント
 - 5 事例で見る支援のポイント
（30事例程度）

【令和6年度 厚生労働省 社会福祉推進事業】ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの策定に向けた調査研究事業 ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～（素案） 概要 （※令和6年10月末時点）

【ひきこもり支援ハンドブックの目的・背景】

- ◆「ひきこもり状態にある人やその家族」に関わる全ての支援者が、支援にあたっての参考（拠り所）となるよう、支援を行う前提や基本的な考え方（価値や倫理）、支援のポイントなどを網羅的に掲載。
- ◆「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン（2010）」以降、ひきこもりに関する支援の指針は示されておらず、社会情勢や取り巻く社会環境が大きく変わる中で、現状の課題を踏まえた新たな指針が求められている。
- ◆ひきこもり支援に従事する支援者が、支援を行う際の共通認識として理解しておくべき内容を記載しており、このハンドブックに記載されている内容をもとに、支援を受ける本人やその家族等との対話を通して、より良い支援を実現していく。

ひきこもり支援の対象者と目指す姿

支援の対象者

- 社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及びその家族。
※その状態にある期間は問わない。

目指す姿

- ひきこもり支援では、本人及びその家族自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決める「自律」を目指す。※社会参加の実現や就労が支援のゴールではない。
- 相談支援機関は本人及びその家族の「尊厳」を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を実施する。また、一人ひとりの思いを受け止め、本人や家族のペースに合わせたオーダーメイドの伴走型支援を継続。

ひきこもり支援における価値や倫理

価値や倫理

- ひきこもり支援においては、①ひきこもり状態にある本人を「人として尊厳ある存在」と認識し背景等を理解する（人間観）、②本人を取り巻く社会を考えていく（社会観）、③人と人との関わりを通して支援する（支援観）3つの考え（価値）を共通基盤として支援を行い、さらに、それを前提として行う行動（倫理）を原理・原則（支援の拠り所）とする。

求められる姿

- 本人及び家族が相談に来た際には、まずは「支援に繋がった労い」と「相談されたことに対する最大限の敬意」を伝える。

支援の留意点

- 本人及び家族は様々な背景を持つなど一人ひとり状況が違いため、オーダーメイドによる伴走支援が必要。さらに、本人及び家族が持つ力を信じてエンパワメントするとともに、その状態に至った社会側の課題も捉えていく。

ひきこもり支援におけるポイント

支援のポイント

- ひきこもり支援は、本人やその家族の背景が様々であるため支援も多様。一人人として同じ経過をたどるものではない。
- そのため、支援のポイントとして、①対象者とのコミュニケーション、②意向の確認、③意向を反映した支援の計画と実行、④支援の入口と出口、⑤家族間の関係性、⑥支援制度や支援体制、⑦支援者のエンパワメントの7つの項目で整理する。

事例で見る支援のポイント

- 支援の実践場面ごとの事例を掲載し、支援のポイントを解説。
- 具体的には、ひきこもり状態が長期にわたる事例をはじめとして、10パターン（30事例）を、年齢や性別、世帯状況の違いで仮想設定し、支援のポイントを整理する。

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

居住支援の強化

目指す姿① 住まいに関する総合相談窓口の設置

- ・ 住まいに関する困りごとの相談に幅広く対応
- ・ 居住支援協議会も活用しつつ、福祉関係の支援や不動産関係の支援につなぐ

- ✓ 住まい確保等に関する相談支援から、入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援体制が構築される
- ➔ 住まい確保に困っている者の自立の促進が図られる
- ➔ 大家の不安軽減により円滑な入居が実現する

改正内容

- ・ 生活困窮の相談窓口・重層的支援体制整備事業における住まい・入居後の生活支援の相談の明確化
- ・ 居住支援協議会の設置促進【住】

目指す姿③ 家賃の低廉な住宅への転居支援

- ・ 家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用（引っ越し代、礼金等）を補助

- ✓ 年金収入で暮らす高齢者や就労収入を増やすことが難しい者が、低廉な家賃の住宅に引っ越すことが可能となる
- ➔ 家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で住み続けることができ、自立の促進が図られる

改正内容

- ・ 住居確保給付金を拡充
- ※ 転居費用の支給に当たっては、就職活動を要件としない

目指す姿② 見守り支援の強化・サポートを行う住宅の新設

- ・ 生活困窮者に対する入居支援・入居中の訪問等による見守り支援等を、より多くの自治体で地域の実情に応じて実施
- ※ 衣食住支援：331自治体・37%(2021年)、見守り支援：54自治体・6%(2022年)
- ・ 住宅確保要配慮者への円滑な住宅（見守り等を行う賃貸住宅）の提供に向けた環境整備

- ✓ 住宅施策と福祉施策の連携により、安心な住まいの確保が図られる

改正内容

- ・ 居住支援事業について、地域の実情に応じた必要な支援の実施を努力義務化
- ・ 見守り支援の期間（1年）の柔軟化【省令】
- ・ 居住支援法人等が緩やかな見守り等を行う住宅の仕組みを構築。この住宅について、住宅扶助の代理納付を原則化【住】

目指す姿④ その他：良質な住まい等の確保

- ・ 様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要な者にも、衣食住の支援を実施
- ・ 無料低額宿泊所の事前届出の実効性確保

- ✓ 緊急時の支援の充実、生活保護受給者の住まいの質の向上が図られる

改正内容

- ・ 緊急一時的な居所確保を行う場合の加算創設【予算】
- ・ 無料低額宿泊所の事前届出義務違反の罰則を創設
- ・ 無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市町村から都道府県への通知（努力義務）を創設

住まいの相談に対応できる体制の整備 自立相談支援事業における居住支援の強化

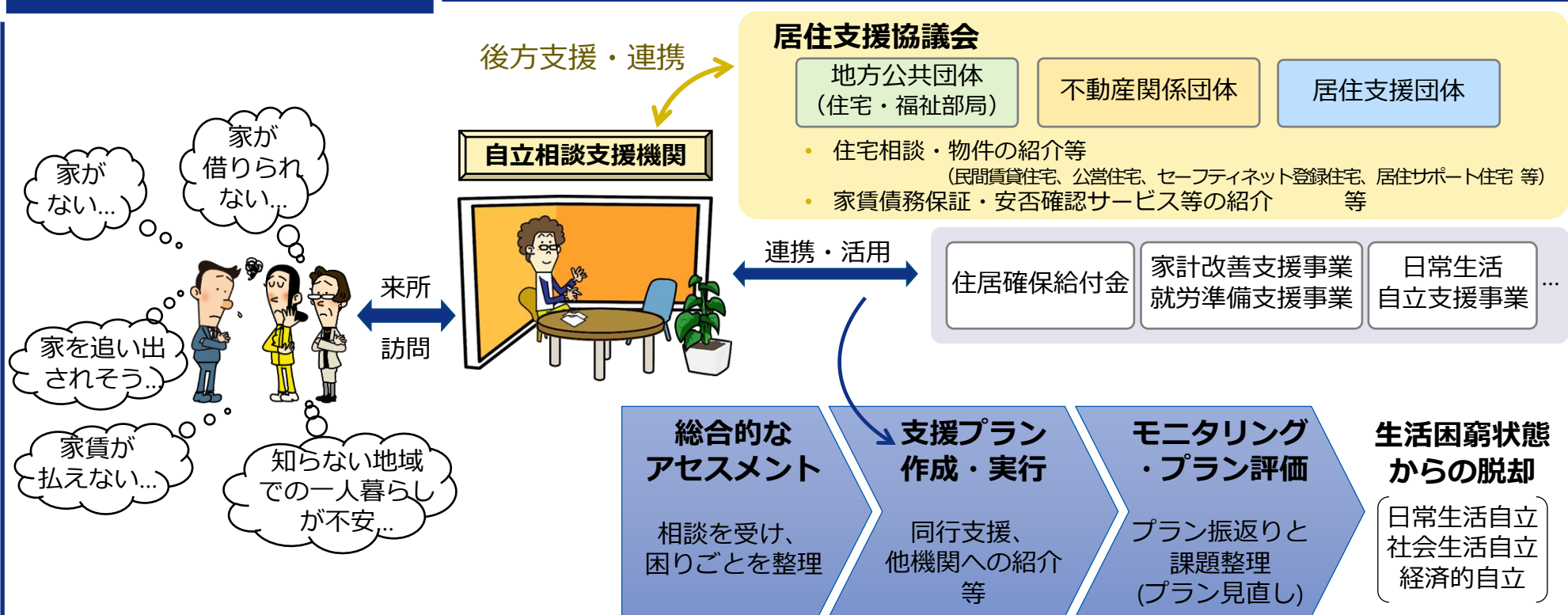
必須事業

令和7年4月1日施行

改正の趣旨・効果

- 法律上の定義に「居住の支援」と明記し、自立相談支援事業で住まい・入居後の生活支援の相談に対応することを明確化。
- ✓ 「ホームレス」だけではなく、「住まい不安定」、特に単身高齢者等で賃貸住宅の契約が難しいといった課題を抱えた生活困窮者が相談支援を受けやすくなる。

改正への対応イメージ



その他、適切な支援へとつなげる

住まいの相談に対応できる体制の整備 重層的支援体制整備事業における居住支援の強化

令和7年4月1日施行

改正の趣旨・効果

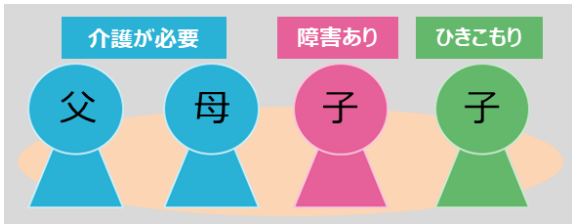
- 市町村が重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、居住の安定確保のための支援を行うこと、参加支援事業において居住支援を行うことを明確化。
- 生活困窮の自立相談支援機関のみでは対応が難しいニーズがある者（世帯）に対しても、多機関協働や参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援により、連携して入居継続支援を行うことができる。

改正への対応イメージ

- 例えば、①世帯全体として住まい確保の課題を抱えているケースや、②単身世帯で住まい確保の課題を含む複数の課題を抱えているケースで、自立相談支援機関単独では対応が難しい場合、重層的支援体制整備事業を活用して、住まい支援を行うことも考えられる。

重層的支援体制整備事業を活用する事例のイメージ

① 世帯全体として住まい確保の課題を抱えているケース



② 単身世帯で住まい確保の課題を含む複数の課題を抱えているケース



【役割分担の例】

住まい確保	自立相談支援機関で相談受付、地域居住支援事業や関係機関（居住支援法人等）との連携による住まい確保支援、入居後の見守り支援等を実施	参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により、狭間のニーズに対する継続的な見守り支援や社会参加への支援を実施
介護	地域包括支援センターによる相談支援	
障害	基幹相談支援センターによる相談支援	
ひきこもり	ひきこもり地域支援センターによる相談支援	

重層的支援体制整備事業を活用した支援の流れ

- 多機関協働事業者を中心に、最初に相談を受けた機関が行ったアセスメントをもとに、重層的支援会議を開催し、居住支援法人等の支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成
- 支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むよう、必要な支援を実施
- 狭間のニーズに対する入居継続支援は、参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用

●住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律

背景・必要性

- **単身世帯の増加**(※)、持家率の低下等により、要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが高まることが想定される。

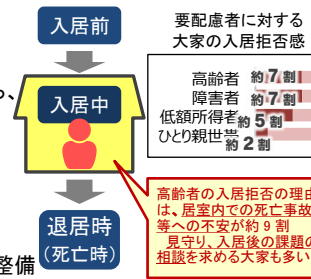
※ 単身高齢者世帯は、2030年に900万世帯に迫る見通し。

- 孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安から、**単身高齢者など要配慮者に対する大家の拒否感**が大きい。他方、賃貸の空き室は一定数存在。

- 改正住宅セーフティネット法(H29年)の施行後、全国で**800を超える居住支援法人**(※)が指定され、地域の**居住支援の担い手は着実に増加**。

※要配慮者の入居支援(物件の紹介等)、入居後の見守りや相談等を行う法人(都道府県知事指定)

1. 大家と要配慮者のいずれもが安心して利用できる**市場環境の整備**
2. 居住支援法人等が**入居中サポート**を行う賃貸住宅の供給促進
3. 住宅施策と福祉施策が連携した**地域の居住支援体制の強化** が必要



改正法の概要

1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

- **終身建物賃貸借**(※)の利用促進

※賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借

- ・終身建物賃貸借の**認可手続を簡素化**(住宅ごとの認可から**事業者の認可へ**)

- **居住支援法人による残置物処理の推進**

- ・入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、**居住支援法人の業務に、入居者からの委託に基づく残置物処理を追加**

- **家賃債務保証業者の認定制度の創設**

- ・**要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者**(認定保証業者)を国土交通大臣が**認定**

- ⇒(独)**住宅金融支援機構**の家賃債務保証**保険**による要配慮者への**保証リスクの低減**

- **居住サポート住宅による大家の不安軽減**(2. 参照)

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

- **居住サポート住宅**(※)の認定制度の創設

※法律上は「居住安定援助賃貸住宅」

- ・**居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う住宅(居住サポート住宅)の供給を促進**(市区町村長(福祉事務所設置)等が**認定**)

- ⇒生活保護受給者が入居する場合、**住宅扶助費(家賃)**について**代理納付**(※)を**原則化**

※生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う

- ⇒入居する要配慮者は**認定保証業者**(1.参照)が**家賃債務保証を原則引受け**

<居住サポート住宅のイメージ>



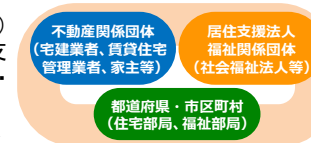
3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

【住宅セーフティネット法】

- 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定

- **市区町村による居住支援協議会**(※)設置を**促進**(努力義務化)し、住まいに関する**相談窓口**から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した**地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進**

※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体



【目標・効果】

- (KPI) ① 居住サポート住宅の供給戸数 : 施行後10年間で10万戸
② 居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率 : 施行後10年間で9割

本検討会議では、以下の課題について議論し、各課題について論点及び対応案の整理を行うこととしては如何か。

①地域共生社会の実現に向けた取組について

- 包括的支援体制の整備の現状と今後の在り方について
 - ・ 包括的支援体制整備と重層事業の関係性
 - ・ 包括的支援体制整備における都道府県の役割
- 重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方について
 - ・ 重層事業のこれまでの取組状況等の実態把握・効果検証やその方策、財源の在り方を含む持続可能な制度設計
 - ・ 生活困窮者自立支援制度と重層事業との関係
- 分野横断的な支援体制づくり・地域づくりの促進等について
 - ・ 福祉分野内、福祉分野外の類似施策や関係施策との連携
 - ・ 災害時の被災者支援との連携

②地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について

- 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題への支援の在り方について
 - ・ 生活上の課題（身元保証、日常生活支援、死後事務の処理等）について、既存の各施策も踏まえた、必要な支援の在り方（相談対応、資力がない者への対応など）
- 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制の在り方について
 - ・ 地域におけるネットワーク構築の推進の方策等
 - ・ 他制度における地域ネットワーク体制との連携・協働の在り方

本検討会議では、以下の課題について議論し、各課題について論点及び対応案の整理を行うこととしては如何か。

③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について

- 法制審議会における議論等（法定後見制度の開始・終了等に関するルールの在り方等の見直し）も見据えた、総合的な権利擁護支援策の充実の方向性等について
 - 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
 - 「中核機関」（※）に求められる役割及びその位置付け

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

④その他の論点について

- その他
 - 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等

想定される今後のスケジュール（案）

本検討会議としては、令和7年度夏頃を目途に一定の結論を得ることを想定。

令和6年度

第1回（6月27日）

- ・事務局からの、関係施策に関する現状報告
- ・今後の主な論点とスケジュール案について

第2回～年末頃
（月1回程度開催）

- ・有識者・自治体等からのヒアリング等

令和6年度末まで

- ・中間的な論点整理を実施

令和7年度

4月～夏頃まで

- ・とりまとめに向けた議論

令和7年夏目途

- ・検討会議とりまとめ

令和7年夏以降

- ・関係審議会での議論